水産業を核とした漁村の活性化

～浜の活力再生プランについて～

平成２６年２月

（令和６年４月改訂）

水産庁

＜目　次＞

1. 浜の活力再生プランとは？ ・・・・・・ 1

2. 浜の活力再生プラン策定のメリットは？ ・・・・ 5

3. 関連施策について ・・・・・・ 6

4. 浜の活力再生プランのスキームについて・・・ 7

※本改訂版では、令和5年度に実施した浜プランの見直しにより、令和6年度以降の年度を計画の初年度とする浜プランに適用される内容を記載しています。

1　浜の活力再生プランとは？

漁業者の所得向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、
漁業者が主体となって5年間、具体的な取組を実行するための
総合的な計画です！

（現状）
　〇資材高騰や後継者不足などのマイナス要因
　〇漁業の衰退により漁村全体が元気がない

（解決策）
　●漁業関連の収入を上げるための対策は？
　●コスト削減を図るための対策は？
　●漁村の賑わいを取り戻すための対策は？

（目指すところ）
　◎５年後に「漁業者の所得※」を１０％以上向上
　　→具体的な数値目標を掲げましょう

※各地における海業の取組を推進するため、令和６年度以降の年度を計画の初年度とするプランから「海業による漁業外所得」を所得計算に算入することができるようになりました。

①収入向上対策
②コスト削減対策
③漁村活性化対策
をプランに盛り込みます。

- ✓ **地域水産業再生委員会（市町村・漁協または漁業者団体は必須構成員）が中心となってプランを策定します。**
- ✓ **漁業者が主体となり、漁村地域が一体となって取り組む対策を考えましょう。**
- ✓ **「所得向上を図るために何が必要か？」「地域活性化のために何が必要か？」漁村地域自らで考えましょう。**

浜プラン：①収入向上の具体的な取組例

○漁獲量増大：種苗放流、食害動物駆除、雑海藻駆除、海底耕耘、施肥（堆肥ブロック投入）、資源管理の強化など

○新規漁業：養殖業、定置網、新たな養殖種の導入など

資源管理しながら生産量を増やす

○高品質化：活き締め・神経締め・血抜き等による高鮮度化、スラリーアイス・シャーベット氷の活用、細胞のダメージを低減する急速冷凍技術の導入、活魚出荷、養殖餌の改良による肉質改善など

○衛生管理：殺菌冷海水の導入、HACCP対応、食中毒対策の徹底など

付加価値向上を図る

○商品開発：低未利用魚を活用した加工品開発、消費者ニーズに対応した惣菜・レトルト食品・冷凍加工品開発など

○出荷拡大：大手量販店・飲食店との連携、販路拡大、市場統合など

○消費拡大：お魚教室や学校給食への提供、魚食普及、PRイベント開催など

売り先・売り方を工夫する

○６次化・渚泊：漁家レストランや海鮮BBQ、漁家民宿の営業など

○漁村観光：遊漁船業や漁業体験、海洋レジャー案内の実施など

海業による漁業外所得を確保する

浜プラン：②コスト削減の具体的な取組例

〇船底清掃や漁船メンテナンスの強化

〇省エネ型エンジンや漁具、加工機器の導入

〇漁船の積載物削減による軽量化

省燃油活動、省エネ機器導入

〇操業見直しによる操業時間短縮や操業隻数削減など

〇協業化による人件費削減、漁具修繕・補修費削減など

協業化による経営合理化

浜プラン：③漁村活性化の具体的な取組例

（収入向上・コスト削減以外の漁村活性化に資する幅広い取組）

○ 就業フェアの活用、長期研修の受入による新規漁業就業者の確保・育成

○ 地域おこし協力隊を活用した漁村外からの移住・定住の促進

○ 海業による新たな地域雇用の創出　　など

漁業人材や地域人材の確保・育成

○ 朝市イベントの開催、観光業者と連携した漁村観光商品の企画・販売

○ 漁協女性部による魚食普及イベントの開催、魚料理レシピの考案

など

交流人口の増加や女性活躍の推進

○ 漁村地域の文化、祭事、街並みの保全活動、漁港や海浜の清掃活動

○ 漁村集落の生活環境の整備、バリアフリー化　　など

漁村の環境整備等

２ 浜の活力再生プラン策定のメリットは？

関連する施策（補助事業等）の優先採択等が受けられます！

国は、「浜の活力再生プラン」に取り組む漁村地域（漁業者等）が目標達成できるよう支援します。

例えば・・・

「高品質化を図るため、シャーベット氷（製氷施設）を導入したい」
「衛生管理の高度化を図るため、対応した荷さばき施設を整備したい」
「漁村のにぎわいを創出するため、地域水産物を販売する直売所を整備したい」
　→浜の活力再生・成長促進交付金による施設整備等

浜の活力再生プラン※の承認を受けた漁村地域（漁業者等）に対して、関連する国の支援策を受ける際には、
①浜の活力再生プランの策定が要件である場合
②関連する国の支援策の採択・事業費の配分において優先採択を受けられる場合
があります。

※「海業による漁業外所得」を除いた「漁業所得分」のみで10％以上の所得向上を目標とする浜プランが対象となります。

3　関連施策について

①浜プランの策定が採択要件である事業

・漁業者保証円滑化対策事業
・もうかる漁業創設支援事業　沿岸漁業版
・離島漁業新規就業者特別対策事業
・浜の活力再生・成長促進交付金

②浜プランを策定した地域において優先配慮等がされる事業

・経営体育成総合支援事業
・デジタル水産業戦略拠点整備推進事業
・女性活躍のための実践活動支援事業
・水産基盤整備事業
・水産多面的機能発揮対策事業

「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」
（平成26年2月6日付け25水港第2656号　農林水産事務次官通知）第6の事業が該当します。

4　浜の活力再生プランのスキームについて

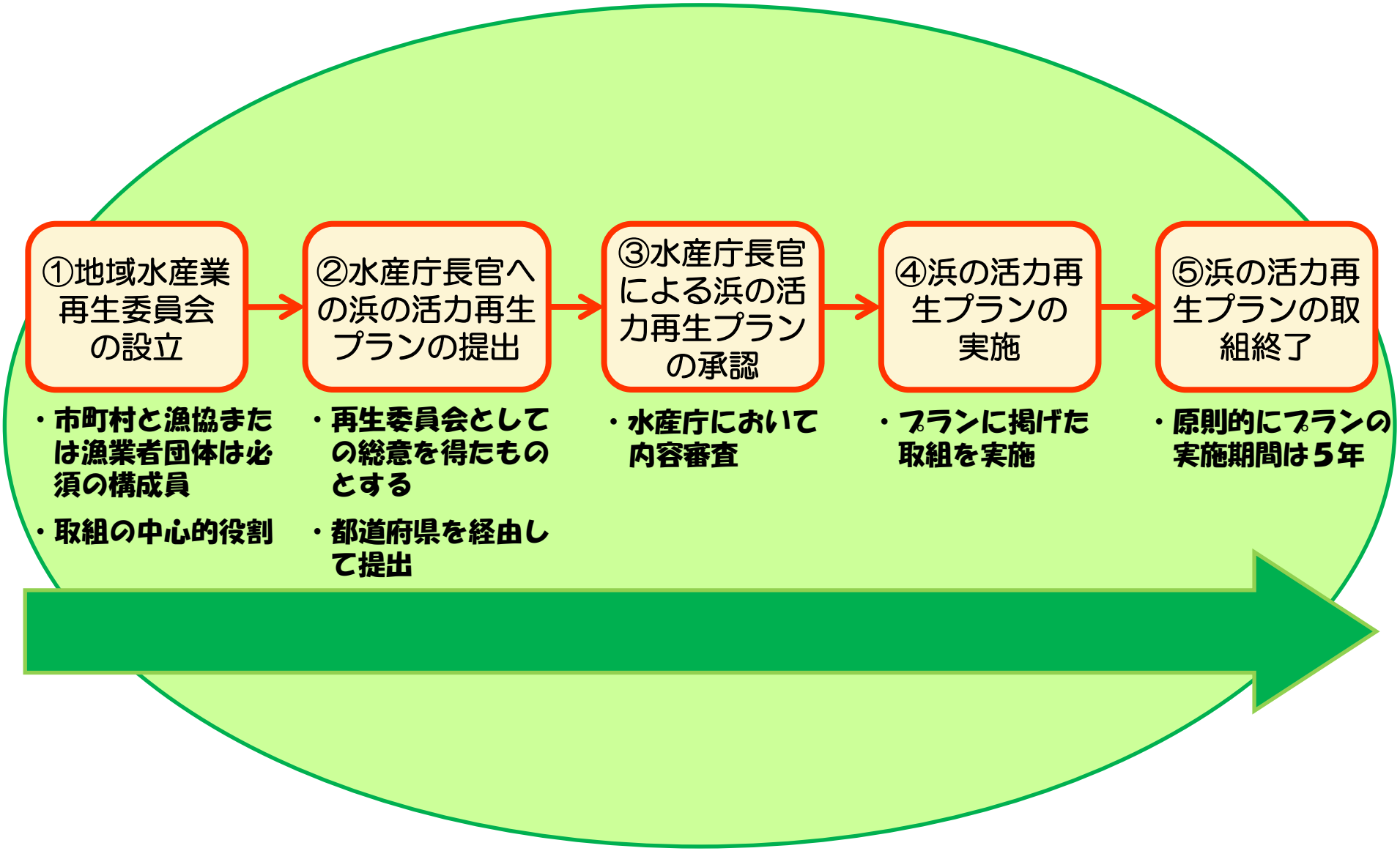

①地域水産業再生委員会の設立

構成員
【必須】①水産業協同組合または漁業者団体
②市町村（県一漁協や全国団体など①の区域が広域の場合は、浜プランの対象地域がある市町村）
【任意】都道府県、加工業者、流通業者、地元商工会議所、地元金融機関、飲食・観光関係者など

※都道府県はできる限り構成員となることが望ましいです。

- ✓ **浜の活力再生プランの策定から実施に至るまで中心的な役割を担って頂きます。**
- ✓ **利害が対立する関係者間の調整も行う必要があります。**
- ✓ **委員会の意志決定方法や会計などに関する関係規定を定めましょう。**

②水産庁長官への浜の活力再生プランの提出

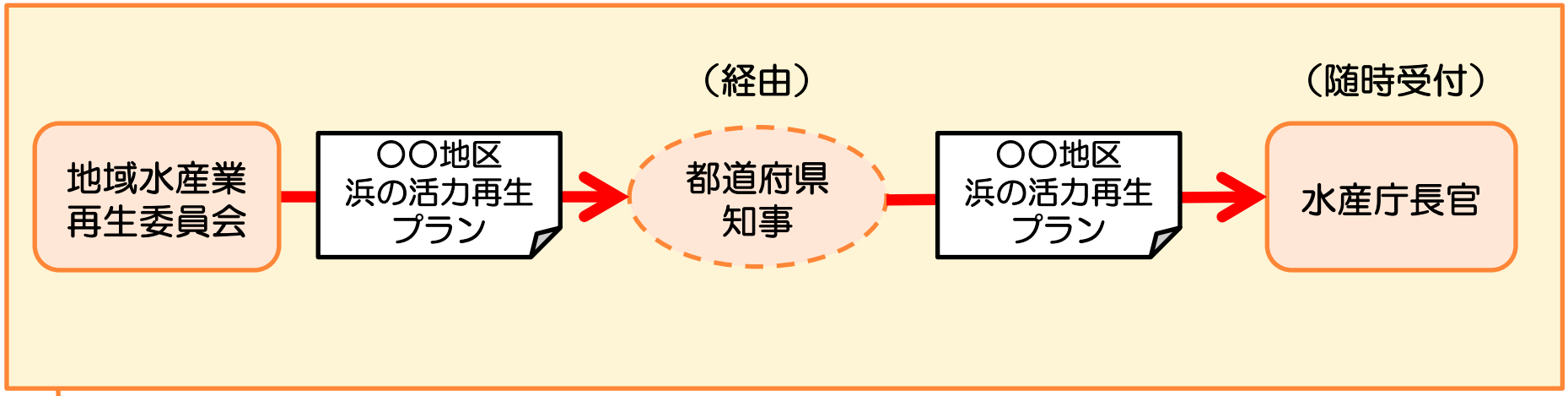

- ✓ 浜の活力再生プランの策定に際しては、
  - **〇自分たちの現状を把握**
  - **〇将来のあるべき姿とは何か？**
  - **〇そのためにどんな取組が必要なのか？**

  について具体的に検討し、原則5年以内に漁業者の所得が1割以上アップするプランとしてください。
- ✓ 最終的に地域水産業再生委員会が関係者の意見集約を図った上で、委員会の総意として都道府県知事に提出してください。
- ✓ 都道府県は、プランの内容が都道府県や市町村の施策に沿ったものであることを確認の上、水産庁長官に提出してください。

③水産庁長官による浜の活力再生プランの承認

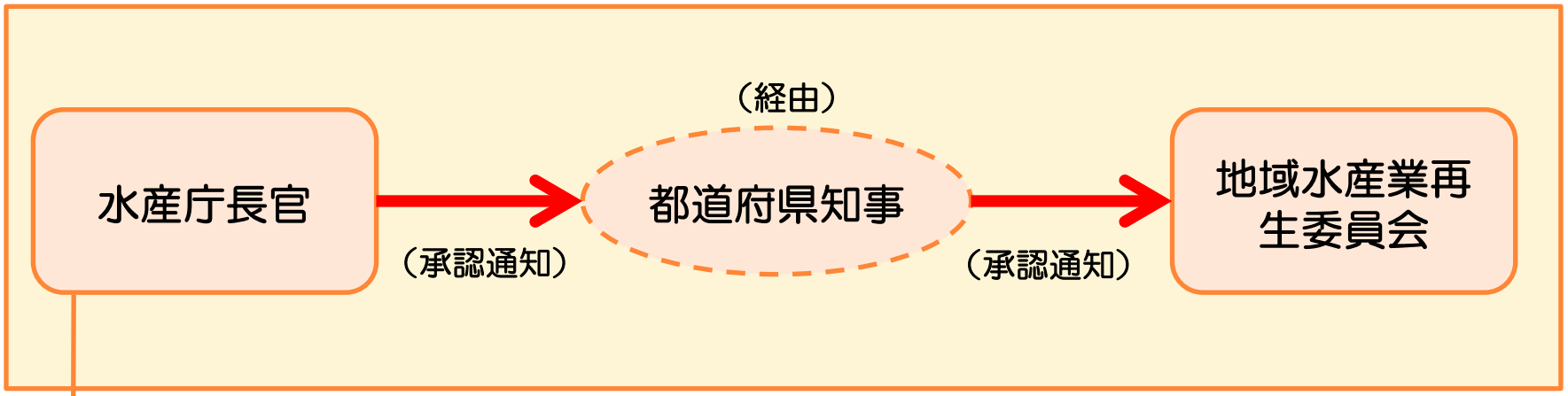

✓ 水産庁にて内容を審査し、以下を満たしていることを確認し承認します。

① 浜の活力再生プランに掲げた所得向上が見込めること
② 「漁業収入向上」と「漁業コスト削減」双方の取組が実施されること
③ ②以外の「漁村活性化」の取組が実施されていること
④ 資源管理に係る取組を実施していること
⑤ 国の施策に整合していること

✓ 浜の活力再生プラン※の承認を受けた地域が、国の関連施策の支援を受けることができます。

※「海業による漁業外所得」を除いた「漁業所得分」のみで10％以上の所得向上を目標とする浜プランが対象となります。

④浜の活力再生プランの実施
⑤浜の活力再生プランの取組終了

- ✓ **プランの実施期間は原則5年間ですが、関連施策の終了年がプラン実施から5年を超える場合は、関連施策の終了年度とすることができます。**
- ✓ **浜の活力再生プランの取組が終了する最終年度までの目標達成状況について報告していただきます。（プラン終了年度の翌年度9月末日までに）**
- ✓ **取組を実際に行う漁業者や外部有識者の意見も積極的に取り入れながら、再生委員会自らで取組の評価・分析を行ってください。**
- ✓ **達成状況報告書は都道府県を通じて提出してください。**

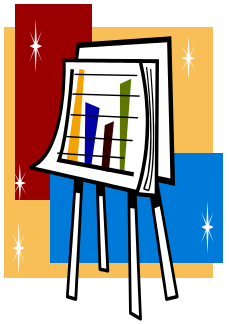

浜の活力再生プラン全般の問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課推進班

代　　表：03-3502-8111（内線6905）
ダイヤルイン：03-6744-2392

水産庁ホームページ【浜の活力を取り戻そう！】

https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html

JF全漁連ホームページ【浜プラン.jp】

https://hama-p.jp/

浜プラン.jp 漁師たちの挑戦